

Journal of Iwate Society of Nursing Science

岩手看護学会誌

巻頭言

実践の中での追求を具体化する努力と環境

兼松百合子

1

原著論文

足浴中の下腿部温度変化に関する基礎的研究 - サーモグラフィを用いた部位別皮膚温度測定と経時的変化 -

中村礼子

3

在宅療養者を支える家族の役割に関する研究 - 家族の役割認識のプロセスと看護の方向性 -

半田 幸

10

研究報告

岩手県において精神病患者監護法はどう取り扱われてきたか - 「精神病患者監護法取扱手続」を読み解く -

田辺有理子

23

短報

総合病院におけるグリセリン浣腸の実施状況に関する実態調査

加賀谷奈穂子, 武田利明

31

学会記事

岩手看護学会第一回理事会議事録

40

岩手看護学会会則

42

岩手看護学会役員名簿

44

岩手看護学会入会手続きのご案内

45

入会申し込み書

46

岩手看護学会誌投稿規則

47

編集後記

50

第2巻第1号 2008年10月

岩手看護学会

Iwate Society of Nursing Science

巻 頭 言

実践の中での追究を具体化する努力と環境

本学会は、実践者と研究者の協働により、実践の中での研究を促進し、その成果を共有することを重視しています。特に、臨床現場で見られる素晴らしい技術や援助事例を、客観的に、あるいは分析的に記述することや、疑問を解決するための研究的アプローチ、よりよい援助方法を見出すための研究など、多くの会員が求めていることと思われます。

このようなことを可能にしていくためには、まず、実践者一人ひとりがよりよい実践を心掛けて毎日の実践に取り組み、多くの気づきや疑問を得ることが必要です。そのために多くの知識や経験、学会・論文等の刺激が役立ちますが、問題意識をもって取り組む姿勢や、周囲の人々との話し合いが非常に有意義であると思います。業務が過重な現場ではとてもそのようなことはできないという反論があると思いますが、過重な勤務体制自体が問題で、周囲の人々と話し合い、勤務環境を改善していく努力をみんなでしていくことから、実践の中での研究は始まるのではないのでしょうか。

気づきや疑問が見出されたら、それを身近な人々と共有し、研究的な取り組みを進めるために、まず、文献検索を行うことです。従来、看護の現場では文献に手が届きにくいと言われてきましたが、近年の情報システムの発展により、各自のパソコンから文献情報を得ることが容易にできるようになりましたので、効果的な文献検討ができるよう経験を重ねることが必要です。次に、研究目的やリサーチクエスションに対応するデータ収集方法の選定が必要ですが、ここで大学の研究者や本学会員の研究サポートを活用すると良いと思います。文献に基づき多様な研究方法を検討する過程で学びを深め、周囲の人々と共有して、サポートイブな関係で進めることが大切です。これらは研究のすすめ方として一般的なことですが、実践の中での研究では、特に、周囲の人々と共有しながら行うこと、文献検索を効果的に行うこと、研究サポートを活用することを、強調したいと思います。

更に、研究活動の発展が目覚しく、研究発表や論文が急増している現在、ある課題についての文献レビューや、研究成果の統合により、新たな仮説を見出し、その検証を重ね、理論を構築していくことが強く求められていると思われます。このような課題を認識して、岩手看護学会の活動が一層確実なものになっていくようにと願っております。

平成20年6月

岩手看護学会誌編集委員長
兼松 百合子

〈原著〉

足浴中の下腿部温度変化に関する基礎的研究 ーサーモグラフィを用いた部位別皮膚温測定と経時的変化ー

中村令子

弘前学院大学 看護学部

要 旨

足浴によって遠隔部位である上肢前腕内側の血流量が増加すること、手指、大腿部、胸腹部でも皮膚温度上昇があることが示されており、足浴の効果は全身に波及することが知られている。温熱刺激は湯に直接浸漬する足部から下腿部へと伝達されることから、下腿部の皮膚温度変化は足浴の効果発現における特性を明らかにするために重要であるが、異なった条件下でさまざまな部位が測定されているため有用性についての比較検討が困難であり、足部に加えられた温熱刺激がどのような経路で伝達されるのかは明らかにされていない。そこで、本研究では下腿部全体の表面温度を同時に示すことができるサーモグラフィを用いて、下腿部5ヶ所の部位別について足浴中の経時的皮膚温度変化を明らかにした。

30～50歳代の健康な女性8名を対象とし、足浴方法は湯温40℃で両足を足底より約10cmまで10分間浸漬した。サーモグラフィで足浴開始前より足部及び、左右の下腿部を撮影した。また、下腿前面内側上部と下部、後面腓腹部上部と下部、膝蓋内側部の5箇所足浴前から開始後10分まで1分ごとに温度計測を行った。その結果、足浴開始後約2分から下腿前面内側下部の温度上昇が認められ、大伏在静脈の分布領域と一致した下腿前面内側及び膝蓋内側部において開始後4～5分までに有意な皮膚温度の上昇が認められた。

キーワード：足浴 皮膚温 サーモグラフィ

<Original Article>

A Basic Study of Changes in Lower Leg Temperature during a Warm Foot Bath : Thermographic Measurement of Region-specific Skin Temperatures and Their Temporal Changes

Reiko Nakamura

Faculty of Nursing Hirosaki Gakuin University

Abstract

It is known that the effect of a warm foot bath spreads throughout the entire body. Since thermal stimulation is transmitted to the lower leg from the foot, changes in skin temperature are important parameters for clarifying the characteristics of the effects of a warm foot bath. However the path of thermal stimulation applied to the foot region has yet to be clarified. This study describes temporal and region-specific changes in the skin temperatures of five regions within the lower leg region measured using a thermographic equipment.

The subjects comprised 8 healthy women, each of whom immersed both feet in hot water at 40° C for 10 min, during which temperatures at five regions were measured repeatedly at 1-min intervals. It was found that the temperature at the lower anterior medial surface of the lower leg began to rise 2 min after the start of the foot bath. At the anterior medial surface of the lower leg and the popliteal region, which corresponds to the distribution area of the large saphenous veins, a significant increase in skin temperature was observed 4-5 min after the start of the foot bath compared with the skin temperature at the end of the experiment.

Keywords: foot bath, skin temperature, thermography

〈原著〉

在宅療養者を支える家族の役割に関する研究

—家族の役割認識のプロセスと看護の方向性—

半田 幸

岩手県立大学大学院 看護学研究科 博士後期課程

要 旨

2000年に介護保険制度が開始され、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護などの居宅サービスの利用者が年々増加している。しかし、現代の少子高齢社会は、老老介護、高齢者への虐待、介護殺人事件等の深刻で複雑な問題を抱えている。

医療技術の進歩に伴い、介護度の高い療養者を在宅で看ることになり、介護力としての家族の役割が求められ、家族の負担は大きい。家族の役割の重要性や役割調整の必要性を指摘する先行研究はみられるが、家族の役割の認識やその変化についての研究はみられない。そこで、本研究では、在宅療養者を支える家族がどのように役割を認識しているのかを記述し、そのプロセスを明らかにすることで、家族支援の方向性を検討した。

研究方法は、質的帰納法による半構成的面接技法と観察法を用いて調査した。研究協力者は、在宅サービスの利用者である介護者9名であった。

家族の役割認識のプロセスには、【私がやる役割の自覚】・【役割の苦悩】・【介護役割の広がり】・【役割の一時的な移行】・【役割を支えるものへの気づき】・【最後までみる覚悟】の6つの局面が明らかになった。家族の役割の認識は、介護する立場から親子や夫婦関係を再認識し、介護者が面倒をみる自覚により、私がやる役割を自覚する。介護者は、介護という役割と家族内関係の立場の役割に苦悩しながら、介護が生活の中心になるため、介護者自身の生活時間が縮小し、介護の役割が拡大していく。また、介護の代行や家族関係内の代役がみられ、役割の一部が一時的に移行していく。その過程から、社会資源や自然の力からの支えと他者からの協力、励ましにより役割を支えているものに気づく。さらに、療養者の世話をすることのありがたさや家族内関係の強さを再発見し、最後までみる覚悟という認識の変化がみられ、そのプロセスに即した支援内容が示唆された。

キーワード: 質的研究, 在宅療養者の家族を支える, 家族の役割, 役割認識のプロセス

<Original Article>

A Study of the Role of Family Members Caring for People Receiving Medical Care while Living at Home:The Process of Role Recognition by the Family and the Procedure of Nursing Care

Miyuki Handa

Doctoral Program , Graduate School of Nursing , Iwate Prefectural University

Abstract

Introduction : The long-term care insurance system was launched in April 2000.The number of people making use of home service such as home-visit nursing care home help service and home-visit rehabilitation are increasing year by year. However , there still remains serious and complicated problems like collapse the relationship among family, murder caused by suffering from hard care and abuse for senior citizen . Accompanied with the development of medical technique, Family members are much more burdened with looking after a person who needs serious medical treatment ,and they are obliged to do various care works in those situations. There are some previous studies about the importance of family role and role allocation in family.

Aim : The purpose of this research is to classify the process that family care givers recognizes his/her own role, and also to consider what the family support is.

Methods: I observed and recorded the nine family care givers facing home care of the senile aged . I classified their process of recognition roles by the analytic induction.

Findings : I could classify the process into the six categories as below ; [The consciousness of a family care giver's own role] [The hardship accompanied with roles] [The expanse of the role in care nursing] [The temporary shift of the role] [The recognition of the things that supports the role] [The resolution to care for until the last moment at home].

Conclusion: The role of family members changes when the family face nursing senile aged person at home. Family care givers recognizes his / her position and relationship among a family care giver and a person who needs medical care ,and who are parents and a child or a couple. Furthermore, family care givers have to expand their roles, suffering from hard care and relationship, in the situation of the lack of his/her free time, because of the care becomes core in his/her life. I learned that family care givers recognizes the things that support his/her roles. The results suggested the supports suitable for the recognition of the roles in family.

Keywords: qualitative study, family care givers to support person at home, the role of family members, a process of the role recognition

〈研究報告〉

岩手県において精神病患者監護法はどう取り扱われてきたか —「精神病患者監護法令取扱手続」を読み解く—

田辺 有理子

岩手県立大学 看護学部

要 旨

1900(明治33)年に制定された精神病患者監護法の下で、岩手県に精神障害者がどのような処遇を受けてきたのかを調べる中、岩手県の「精神病患者監護法令取扱手続」が見つかった。この条文を現代文に訳し、精神病患者監護法による岩手県の監置の実態と合わせて、精神障害者の処遇について検討した。

第1条から第10条までは、監置の手続き上の規定で、特に第2条には、監置の届け出があった際の調査項目が10項目に渡って詳細に示されていた。病状に関する項目のほか、家族親族に関する項目や監護義務者と診断医との関係に関する項目があり、家族の利害関係による不当な監置が行われないよう配慮されていた。また、一度監置されると一生監置を解かれなかったという通説と異なり、岩手県の監置は、状態が改善すれば監置を廃止し、悪化すれば再び監置することを想定した規定であった。

第11条は、私宅監置室の構造に関する規定で、岩手県の私宅監置室は床面積が2坪半と広い基準になっていた。室内の採光、換気、衛生面への配慮がみられ、緊急時には避難できる出入り口の設置、逃亡自殺など危険がないようにと安全に配慮した規定であった。また、精神病患者監護法制定時、岩手県には精神科病院がなく、病室に関する条文がなかった。

第12条から第16条までは、警察の業務に関連した規定であった。警察の職位によって監置状況に関する視察の回数が定められ、1件の監置に対して一か月に少なくとも3回は警察による視察が行なわれていた。視察の内容は、規定に違背していないか、危険がないか、衛生面に問題はないかなど、監置された側への配慮がみられた。また、警察には監置に関して台帳が備えられ、加除修正されていた。

キーワード：精神病患者監護法、監置、歴史、岩手県

<Research Report>

How Has “The Law for the Custody of Insane Persons” Been Implemented in Iwate Prefecture? -An Analysis of “Seishinbyosha-Kangohou-Rei Toriatsukai Tetsuzuki”

Yuriko Tanabe

Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University

Abstract

Detailed rules of Iwate prefecture use of “The Law for the Custody of Insane Persons(Seishinbyosha-kangohou)” were found.

It consists of 16 texts.

The texts from 1 st to 10th are regulations of the procedure. The survey content when there was application was provided for by ten items. It was "Condition", "Family relationships", and "Relation between the family and the diagnostician". The purpose is to prevent an unjustified confinement.

The 11th text is regulations of the confinement room structure. The confinement room area was wider than other prefectures and was considered the lighting, ventilation, and hygiene. The exit was set up for the emergency, and confinement room had a structure to prevent escape and suicide.

The text from 12th to 16th is regulations related to the police. Police was ruled to patrol to check "Observance of the rule", "Safety", and "Hygiene" at least three times for the lawful confinement every month. Police entered lawful confinement in a ledger.

Key words: The Law for the Custody of Insane Persons, Lawful Confinement, History, Iwate Prefecture

〈短報〉

総合病院におけるグリセリン浣腸の実施状況に関する 実態調査

加賀谷奈穂子¹⁾, 武田利明²⁾

1)秋田大学医学部付属病院, 2)岩手県立大学看護学部

要 旨

浣腸は術前や検査前処置, 便秘の改善を目的として日常的に行われている看護技術の一つであり, その実施は多くの場合, 看護職者に任せられている. 近年, 立位でのグリセリン浣腸実施による直腸穿孔などの有害事象が報告されおり, 日本看護協会は緊急安全情報として「立位による浣腸実施の事故報告」を通達している. しかし, 実際に臨床で行われている浣腸の実施状況については報告がなく, 現状が把握できていない. そこで, 浣腸技術の問題点や課題を明らかにするために, 看護師が臨床現場で行っているグリセリン浣腸の実施状況を調査した. その結果, 立位での浣腸実施が予想以上に多く行われており, 立位のほか半座位, 座位など様々な体位で行われている状況が明らかになった. 実施する看護師の位置やカテーテル挿入手技も様々であり, 視野の確保や安全な挿入ができない状況であることが示された. また, 日本看護協会による緊急安全情報を認識しているにもかかわらず, 立位で実施している割合が58.4%と高く, 浣腸前後には有害事象として報告されている症状に関して十分に観察しておらず, 看護師の認識が低いことが示唆された.

キーワード: グリセリン浣腸, 看護技術

<Brief Report>

A Questionnaire-Based Analysis of Glycerin Enema Procedures in a General Hospital

Naoko Kagaya¹⁾, Toshiaki Takeda²⁾

1)Akita University Hospital, 2)Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University

Abstract

Enemas are performed as a preparation for surgery and clinical examination, or removal of constipation, and are a routine procedure among nursing skills. Adverse effects of glycerin enema such as rectal perforation, induced while a patient is standing upright, have recently been reported, and have been urgently highlighted by the Japanese Nursing Association. However, there have been no clinical reports about the methods used for glycerin enema that are usually performed by clinical nurses. Therefore, we carried out a questionnaire-based analysis to investigate the problems associated with glycerin enema. The results revealed that a larger number of clinical nurses than expected were performing glycerin enema with the patient standing upright. In addition, the procedure was also being conducted with the patient in a sitting, or half sitting position. There was also a lack of a unified procedure for insertion of the enema catheter by nurses with the patient in a standing position. Despite urgent information provided by the Japanese Nursing Association, 58.4% of nurses was performing glycerin enema in this way. The results of this study suggest that nurses have little awareness of clinical findings in patients after glycerin enema, and little understanding of the potential adverse effects of this procedure.

Key words: glycerin enema, nursing skill

岩手看護学会 第1回理事会議事録(抄)

1. 日時:平成20年4月1日15:00～18:00
2. 場所:岩手県立大学看護学部
3. 出席者:浅沼優子, 稲葉文香, 井上都之, 小山奈都子, 菊池和子, 佐々木典子, 武田利明,
平野昭彦, 三浦まゆみ, 以上9名(五十音順, 敬称略)
欠席者:安藤広子, 兼松百合子(委任状あり), 小山ゆかり, 以上3名(五十音順, 敬称略)
4. 配布資料
 - 資料1 平成19年度事業報告(案)
 - 資料2 平成20年度事業計画(案)
 - 資料3 第1回企画委員会議事録
 - 資料4 第1回岩手看護学会学術集会のご案内
 - 別資料 平成19年度岩手看護学会収支報告(案)
 - 別資料 平成19年度岩手看護学会編集委員会の活動報告
 - 別資料 第1回岩手看護学会学術集会ポスター
5. 理事長挨拶:武田利明
6. 議事
 - 1)平成19年度事業報告(案)

平野理事より資料1に基づき説明があり, 審議の結果異議なく承認された。

「編集委員会の開催数や活動内容の掲載が必要ではないか」という意見があり編集委員会の 活動報告を総会で報告するとともに学会誌に掲載することで合意した。
 - 2)平成19年度収支報告(案)

菊池理事より別資料に基づき報告された。

収入の部の会費は, 入金完了数に平成20年度年会費が含まれていたが, 平成20年度の収入とすることに変更が決定された。

「支出の部の“学会誌印刷製本費”は, “学会誌作製費”という名称の方が学会誌関係事項を含むことになり良いのではないかと。学会誌郵送料等費を通信費に含まない方が良いのではないかと」という意見があった。これに対して, 現在学会誌は庶務が発送をしているため, 学会誌印刷製本費を学会誌作成費にすると編集委員会が発送をすることになる。学会誌郵送料等費は通信費に含み, “学会誌印刷製本費”の名称は変更しないことに決定した。
 - 3)平成20年度事業計画(案)

平野理事より資料2に基づき説明があり, 審議の結果, 異議なく承認された。小山理事より, 第1回学術集会ポスターおよび案内については4月4日発送作業予定であることが報告された。
 - 4)平成20年度予算(案)

菊池理事より別資料に基づき説明があり, 以下の点を修正することで合意された。

 - ・収入の部の雑収入として学術集会残金を計上していたが, 残金を始めから予定しているのはおかしいので, 雑収入は0円に修正することで合意した。
 - ・学会誌製本費について, その内容として編集委員会開催の内容が含まれているため「編集委員会活動費」の名称に変更して, 学会誌発行編集委員会にかかる予算を計上することとする。
 - ・「編集委員会をアイーナキャンパスで開催するにあたり多くの委員が自動車で来ている。駐車料金も必要経費として計上する必要があるのではないかと」という意見があり, 「編集委員会活動費」に駐車場料金を必要経費として予算に計上することで合意した。

- ・事業として学術集会を開催することから、支出の費目に学術集会助成金を設け、予算に50,000円を計上する。
- ・「支出の部の学会誌発行備考欄に「英文タイトル校閲」とあるが、タイトルのみでよいのか」という質問があった。論文については著者の責任である。裏表紙の英文確認のため項目名をタイトルのみとした。論文内容については、今後ネイティブの校正者の証明証を添付してもらうことで合意した。

5) 評議員の辞退について

平野理事より、泉山紀子評議員から一身上の都合のため評議員の辞退の申し出があることが報告された。後任については、泉山評議員から推薦があったので、その方を総会に提案し承認を得ることに決定した。

6) 評議員選出に関する規定について

平野理事より、現評議員は平成22年3月31日で任期が終了となるため平成21年総会で新しい評議員の承認を得なければならず、そのために選出規程案を作成し今年度総会に諮る必要があることが説明された。そのため次回理事会に原案を諮り検討することが決まった。原案の作成者については、学会準備の会議において安藤理事が原案を作成することで決定していることを確認した。

「会計や任期を年度締めに行っているが、総会が10月にあるため空白期間が長期にわたる。発起の段階で年度締めとしたが、状況に応じて規約の改正をしてもよいのではないか」という意見があった。学術集会・総会の時期はその年によって異なることが考えられるので、早急に改正するのではなく検討事項とし、今後、情報収集を行うことに決定した。

7) 平成20年度入会の申し込み者について

6人の申し込みがあり、異議なく承認された。

8) 学会誌の購入希望者への対応について

- ・希望者には販売することと決定した。
- ・学会誌の価格は、編集費・校正費・製本費等を勘案し1,000円とし、支払方法は学会の口座へ振り込むことと決定した。

7. 報告

1) 第1回企画委員会の報告

平野理事より資料3, 4に基づき報告された。

第1回学術集会のリーフレットについて一部に修正箇所の指摘があり修正することとなった。

2) 平成19年度岩手看護学会編集委員会の活動報告

浅沼理事より別資料に基づき活動報告がされた。併せて学会誌2巻1号について論文投稿の締切りを4月末日に延長したことが報告され、卒業研究や研究科の学生への呼び掛けの依頼があった。

学会誌の郵送先について編集委員より創刊号は公開講座の案内先・県内の医療機関等には発送済みであるが、残部数の関係で全国の全看護系大学に送ることは困難であるため希望箇所に郵送予定であることが報告された。これに対して、教育関係・助産関係・保健関係にも郵送することも必要ではないか、多数の個所に郵送すると会員のメリットがなくなるのではないかと、学会の広報のためは内容の充実が必要、という意見があり、2巻1号までは1巻1号と同じところに学会・学術集会PRをふくめて郵送し、2巻2号以降の郵送は規模を縮小する方向に決定した。

8. 次回理事会について

日時は追って庶務担当より連絡することが決まった。

討議内容

- ・評議員の選出規定について
- ・平成19年度収支報告(案)及び予算計画(案)について
- ・平成21年度学術集会会長の候補について

岩手看護学会会則

第一章 総則

第1条 本会は、岩手看護学会(Iwate Society of Nursing Science)と称す。

第2条 本会の事務局を、岩手県立大学看護学部内(〒020-0193岩手県滝沢村滝沢字菓子152-52)に置く。

第3条 本会は、看護学の発展と会員相互の学術的研鑽をはかることを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し看護を実践・研究する者ならびに看護に関心のある者で、所定の年会費を納入し、理事会の承認を得た者をいう。

第6条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

第7条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納(2年間)
- (3) 死亡または失踪宣告
- (4) 除名

2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。

第三章 役員・評議員および学術集会会長

第8条 本会に次の役員をおき、その任期は3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはできない。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 10数名(理事長 副理事長を含む)
- (4) 監事 2名

第9条 役員の選出は、次のとおりとする。

(1) 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。

(2) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。

(3) 理事および監事は、評議員会で評議員の中から選出し、総会の承認を得る。

第10条 役員は次の職務を行う。

(1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

(4) 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第11条 本会に、評議員を置く。評議員の定数及び選出方法は、別に定める。

第12条 評議員の任期は、3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはできない。

第13条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほかに理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第14条 本会に、学術集会会長を置く。

第15条 学術集会会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第16条 学術集会会長の任期は、1年とし再任は認めない。

第17条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

第四章 会議

第18条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

第19条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。

第20条 評議員会は、理事長が招集しその議長となる。

2 評議員会は、毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に評議員会を開催しなければならない。

- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立とする。

第21条 総会は、理事長が召集し、学術集会会長が議長となる。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。

- 3 総会は、会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。

第22条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

第23条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 学術集会

第24条 学術集会は、毎年1回開催する。

第25条 学術集会会長は、学術集会の運営および演題の選定について審議するため、学術集会企画

委員を委嘱し、委員会を組織する。

第六章 会誌等

第26条 本会は、会誌等の発行を行うため編集委員会を置く。

第七章 会計

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第八章 会則の変更

第28条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

- 2 前項の承認は、第23条の規定にかかわらず出席者の3分2以上の賛成を必要とする。

第九章 雑則

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成19年6月23日から施行する。

岩手看護学会 役員名簿(2008年5月現在)

理 事 長	武田 利明	岩手県立大学
副理事長	佐々木 典子	岩手県看護協会
理 事	浅沼 優子 (編集委員)	岩手県立大学
	安藤 広子	岩手県立大学
	稲葉 文香 (庶務)	岩手県立大学
	井上 都之 (編集委員)	岩手県立大学
	小山 奈都子 (庶務)	岩手県立大学
	小山 ゆかり (会計)	一関市立山目中学校
	兼松 百合子 (編集委員長)	前岩手県立大学
	菊池 和子 (会計)	岩手県立大学
	佐々木 典子 (副理事長)	岩手県看護協会
	武田 利明 (理事長)	岩手県立大学
	平野 昭彦 (庶務)	岩手県立大学
	三浦 まゆみ	岩手県立大学
監 事	稲葉 洋子	岩手県保健福祉部
	白畑 範子	岩手県立大学
評 議 員	浅沼 優子	岩手県立大学
	安藤 広子	岩手県立大学
	稲葉 文香	岩手県立大学
	稲葉 洋子	岩手県保健福祉部
	井上 都之	岩手県立大学
	小山 奈都子	岩手県立大学
	小山 ゆかり	一関市立山目中学校
	兼松 百合子	前岩手県立大学
	菊池 和子	岩手県立大学
	木村 怜	岩手県立南光病院
	佐々木 典子	岩手県看護協会
	白畑 範子	岩手県立大学
	角川 志穂	岩手県立大学
	高野 直子	前岩手県立大船渡病院
	高橋 有里	岩手県立大学
	武田 利明	岩手県立大学
	千葉 澄子	滝沢村
	中下 玲子 (編集委員)	岩手県教育委員会
	箱石 恵子 (編集委員)	岩手県立中央病院
	畠山 なを子	岩手県立久慈病院
	平野 昭彦	岩手県立大学
	三浦 まゆみ	岩手県立大学

(五十音順, 敬称略)

岩手看護学会入会手続きのご案内

本学会への入会を希望される方は、以下の要領に従ってご記入の上、入会申込書を岩手看護学会事務局までご返送ください。

1. 入会申込書に必要事項をもれなくご記入ください。記入もれがある場合には、再提出をお願いすることがあります。提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。
2. 入会申込書は楷書ではっきりとお書きください。
3. 「会員名簿記載の可否」欄では、どちらかに○をつけ、「項目掲載の可否」欄には記載不可の情報にレ印をお書きください。会員名簿記載が可の場合、レ印のない情報に関して会員名簿に記載いたします。
4. 入会申込書に年会費の払込金受領証(コピー)を添付し、下記事務局まで郵送してください。
(2) 年会費は 5000 円です。会員の種類は正会員のみです。
(3) 郵便局に備え付けてある郵便振替払込用紙、または当学会が作成した払込用紙にて年会費をお振り込みください。

口座番号：02210-6-89932

加入者名：岩手看護学会

《ご注意》「払込金受領証」を必ず受け取り、受領印があることをご確認ください。

- (4) 振込手数料は入会希望者のご負担ください。
 - (5) 「払込金受領証」のコピーまたは原紙を入会申込書の裏に貼付してください。
 - (6) 入会申込書を封書でお送りください。
- 《ご注意》振り込み手続きだけでは入会申し込みは完了いたしません。入会申込書を必ずお送りください。
5. 入会申込は、随時受け付けています。

＜事務局＞〒020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子 152-52

岩手県立大学看護学部内 岩手県看護学会事務局 平野 昭彦

FAX:019-694-2239 E-Mail:iwatekango@ml.iwate-pu.ac.jp

No. (事務局記載欄)

岩手看護学会 入会申込書

岩手看護学会理事長 殿

貴会の趣旨に賛同し会員として入会いたします。

申込日	平成 () 年 () 月 () 日		
氏名	フリガナ	性別	
		1. 男 2. 女	
勤務先名称	フリガナ		
現在の職種 (ひとつに○)	1. 保健師 4. 准看護師 7. その他 ()	2. 助産師 5. 養護教諭	3. 看護師 6. 看護教員
連絡先 (どちらかに○)	1. 勤務先 2. 自宅		
	〒		
	TEL :		
	FAX :		
	E-mail :		
最終卒業校			
実践・関心領域			
会員名簿掲載の可否 (どちらかに○)	可 不可		
項目掲載の可否 (記載不可にレ印)	☐ 勤務先名称 ☐ 連絡先 TEL	☐ 連絡先住所 ☐ 連絡先 FAX	☐ 連絡先 E-mail

注1) 性別・郵送物送付先・職種については各欄のいずれかの番号に○をお付けください。

注2) 裏面に年会費振込領収書のコピーを必ず添付してください。

添付のない場合は入会申込が無効となります。

必要事項を記入し、郵送にて下記の事務局までお送りくださいますようよろしくお願いいたします。

<事務局> 〒020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子 152-52

岩手県立大学 看護学部内 岩手看護学会 事務局

FAX : 019-694-2239 E-mail : iwatekango@ml.iwate-pu.ac.jp

岩手看護学会誌投稿規則(2008年10月4日改訂)

1. 総 則

- 1) 本学会は、看護学における研究成果の発表を目的として、岩手看護学会誌/Journal of Iwate Society of Nursing Scienceを年2回発行する。
- 2) 刊行については、本学会が編集委員会を設置し、その任にあたる。
- 3) 本雑誌は、オンライン(Internet)および紙媒体にて出版する。

2. 投稿規定

- 1) 投稿資格については、次のように定める。
 - (1) 筆頭執筆者は本学会の会員とする。
 - (2) ただし、本学会が依頼した場合にはその限りでない。
- 2) 著作権は本学会に帰属する。

投稿者は、投稿内容が受理され学会誌に掲載された場合、学会誌掲載内容が学会ホームページ上で公開されることについて、投稿の時点で了解しているものとする。

投稿者は、著作権の利用に当たって、本規則の附則に従う。
- 3) 論文の種類

本誌に掲載する論文は、総説、原著、事例報告、研究報告、短報、その他とし、論文として未発表のものとする。審査の段階で編集委員会が論文の種類の変更を指示することがある。

 - ・ 総説

看護学に関わる特定のテーマについての知見を集め、文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説したもの。
 - ・ 原著

看護学に関わる研究論文のうち、研究そのものに独創性があり、新しい知見を含めて体系的に研究成果が記述されており、看護学の知識として意義が明らかであるもの。原則として、目的、方法、結果、結論の4段の形式で記述されたものでなければならない。
 - ・ 事例報告

臨床看護上貴重な臨床実践例の報告で、臨床看護実践または看護学上の有益な資料となるもの。
 - ・ 研究報告

看護学に関わる研究論文のうち、研究成果の意義が大きく、看護学の発展に寄与すると認められるもの。原

則として、目的、方法、結果、結論の4段の形式で記述されたものでなければならない。

- ・ 短報

看護学に関わる研究論文のうち、新しい知識が含まれており、看護学の発展に寄与することが期待できるもの。原則として、目的、方法、結果、結論の4段の形式で記述されたものでなければならない。

- ・ その他(論壇等)

看護学に関わる論文。

- 4) 論文の提出

論文は編集委員会の指示に従って提出する。

- 5) 論文の採否

投稿論文の採否の決定は、査読を経て編集委員会が行う。査読者は編集委員会が依頼する。原則として査読者は2名とする。査読者間の意見の相違がある場合は編集委員会が別の1名に査読を依頼することができる。査読は別途定める査読基準ならびに査読ガイドラインに従って行う。

投稿論文の審査過程において、編集委員会からの修正等の要望に対し3ヶ月以上著者からの回答がなかった場合には自動的に不採用とする。

- 6) 編集

論文の掲載順序その他編集に関することは、編集委員会が行う。

- 7) 校正

初校は著者校正とする。著者校正は原則として字句の訂正に留めるものとする。再校以後は編集委員会にて行う。

- 8) 別刷り

50部単位で著者校正時に申請する。別刷りにかかる費用は著者の負担とする。

- 9) 倫理的配慮

人及び動物が対象とされる研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。具体的には下記の倫理基準を満たしていること。また、原則として研究倫理審査委員会の審査をうけていること。

- ・ 人体を対象とした研究では、「ヘルシンキ宣言」に従うこと。

- ・ 動物を対象とした研究では、「岩手県立大学動物実験倫理規定」または同等水準の倫理基準を満たしていること。

- ・調査研究については、「疫学研究に関する倫理指針」または同等水準の倫理基準を満たしていること。
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析を対象とした研究は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」および「遺伝子治療臨床研究に関する指針」または、これと同等水準の倫理基準を満たしていること。

10) 投稿手続き

投稿予約を岩手看護学会ホームページ投稿案内(<http://iwatekangogakkai.res.iwate-pu.ac.jp/gakkaishi/tokoannai.html>)より行う。(論文種類, 論文題目(仮), 著者名, e-mailアドレス, 会員番号, 連絡先住所および郵便番号を記入)

- ・ホームページ中の投稿チェックリストに記載する。
- ・編集委員会の指示に従ってe-mailに添付して論文を投稿する。
- ・編集委員会が投稿論文が投稿規則にしたがっていることを確認した時点で投稿手続きが終了し、この日をもって受付日とする。また、査読を経て、編集委員会が雑誌掲載を許可した日をもって受理日とする。
- ・採用された論文の掲載に研究倫理審査書、共同研究者同意書等が必要とされた場合には、論文受理通知後2週間以内に編集委員会宛てにそれらの書類を提出すること。
- ・著者は受理日以降であれば、論文掲載証明を請求することが出来る。

11) 掲載料

掲載料は無料とする。ただし、カラー写真掲載に関する費用は実費負担とする。

3. 執筆要領

1) 論文の記述

- (1) 論文原稿は、和文または欧文(原則として英文)とし、A4サイズの頁設定を用い、Microsoft Word書類(原則として2007以降のバージョンで作成されたもの)とする。
- (2) 論文の分量は、表題、要旨、本文、引用文献等全てを含め、組み上がり頁数で以下の規定以内とする。
 - ・総説:12頁(本文と引用文献(図表含む)で20,000字相当)
 - ・原著:12頁(本文と引用文献(図表含む)で20,000字相当)
 - ・事例報告:6頁(本文と引用文献(図表含む)で10,000字相当)
 - ・研究報告:12頁(本文と引用文献(図表含む)で20,000

字相当)

- ・短報:4頁(本文と引用文献(図表含む)で7,000字相当)
 - ・その他(論壇等): 内容により編集委員会が決定する。
- (3) 和文原稿は、原則として現代かなづかい、JIS第2水準までの漢字を用いる。外国の人名、地名、術語は原語のまま表記する。学術的に斜字体で表記されている術語は斜字体で表記する。単位および単位記号は、原則としてSI単位系に従うものとする。和文原稿の句読点はピリオド及びカンマとする。
 - (4) 論文は、表題、著者名、所属、要旨、本文、引用文献、表題(英文)、著者名(英文)、所属(英文)、Abstract(英文要旨)の順に作成する。本文が欧文である場合には、表題以下の英文部分から始め、和文の表題、著者名、所属、要旨を順に最後に記載する。
 - (5) 論文(その他を除く)には400字程度の和文要旨を付け、原著については250語程度のAbstract(英文)も付ける。原著以外の論文にAbstractを付けることも可とする。
 - (6) 欧文(英文抄録含む)は原則としてNative Checkを受けたものとする。
 - (7) 5語以内のキーワード(和文および英文それぞれ)をつける。
 - (8) 文書フォーマットは下記のものとする(編集委員会が指定する投稿論文テンプレートを用いる)。
 - ・本文および引用文献は2段組み、24文字×44行、文字は10ポイント、その他は1段組み
 - ・文書余白は上下25mm、左右20mmとする。なお余白部分は編集委員会が頁数、書誌事項、受付日、受理日の表示のために利用する。
 - ・本文和文書体はMS-P明朝、見出しはMS-Pゴシック(11ポイント)を用いる。本文欧文書体はTimes New Romanを用いる。
 - ・上付き、下付き文字はMS-P明朝を用い、Microsoft Wordの機能を用いて作成する。
 - ・要旨及びAbstractは、左右15mmインデントする。
 - (9) 丸付き数字、ローマ数字等の機種依存文字は使用しない。
 - (10) その他、文書の形式、書式等は原則として投稿論文テンプレートに従う。

2) 図表の掲載

- (1) 図表は、1段(7.5cm幅)あるいは2段(16.5cm幅)のサイズで本文中に掲載する。
- (2) 図表中の表題、説明文等の文字はMS-Pゴシック6ま

たは8ポイントとする。

- (3) 図は原則としてjpg,gifあるいはpngフォーマットにより作成する。写真も同様とする。Microsoft ExcelまたはPowerPointから直接貼り付けることも認める。
- (4) 表はMicrosoft Excelにより作成し、本文中に貼り付ける。
- (5) 図には論文内でそれぞれ通し番号を付し、表題とともに、「図.1 表題」と図の直下に中央揃えにて記載する。
- (6) 表には論文内でそれぞれ通し番号を付し、表題とともに、「表.1 表題」と表の直上に左寄せにて記載する。

3) 文献の記載

引用文献の記述形式は「生物医学雑誌に関する統一規定Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals」(いわゆる‘Vancouver’ style)に準ずる。

- (1) 文献を引用する場合は、本文の引用箇所の肩に上付き文字で1)-2)のように表し、最後に一括して引用順に掲げる。
- (2) 記載の様式は下記のようにする。
 - ・雑誌の場合……著者名:表題名, 雑誌名, 年次, 巻(号), 頁。
なお, 頁は数字のみ。雑誌名は和雑誌は医学中央雑誌, 洋雑誌はMEDLINEに従い省略形を用いる, それらに掲載されていないものは正式名称を用いる。
 - ・単行本の場合……著者名:書名(版), 頁, 発行所, 年次。または著者名:表題, 編集者名(編), 書名(版), 発行所, 年次, 頁。
なお, 頁は数字のみ。
 - ・訳本の場合……著者名:書名, 発行所, 年次, 訳者名:書名, 発行所, 年次, 頁。
 - ・新聞記事の場合……著者名:”記事タイトル(コーナー名)”, 新聞名(年. 月. 日), 地域版の場合にはその名称, 版数, 朝夕刊の別:掲載頁。
なお, 著者名のない場合は省略して良い。

・ホームページの場合……URLを記載(原則として, 公的機関等のサイトにおいて情報が継続して同じURL上にあることが確実であるような場合のみ引用することが出来る。)

- (3) 著者名の記載については下記の例に従う。

・和文の場合……5名以下のときは全員の姓名, 6名以上のときは, 筆頭から5名の姓名の後に「, 他」をつける。

・欧文の場合……5名以下のときは姓, 名のイニシャル, 6名以上の時は5名までの姓, 名のイニシャルに「, et al.」をつける。

- (4) 書体は本文に準じる。

附則 1. 著作権について

- 1) 学会誌掲載内容(学会ホームページ上で公開する電子媒体を含む)の著作権は, 全て学会に帰属する。
- 2) 学会誌内で掲載されている図表など原著性の高い内容を他の雑誌や書籍刊行物にて利用する際には, 学会誌編集委員長に対して必ず書状にて許諾申請を行うものとする。許諾は編集委員会宛て郵送にて申請する(電子メールでの依頼は受け付けない)。
- 3) 学会誌誌面内容使用に関する許諾申請書には1. 引用する学会誌の論文の号・巻・頁・年度・タイトル・筆頭著者名・使用したい図表等の掲載頁とその図表番号, 2. 利用目的, 3. 依頼者住所・氏名・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・自署署名を付記して申し込むこと。
- 4) 使用許可のおりた図表等の利用に関しては脚注に(あるいは参考文献として)原著を引用文献として明示すること(謝辞等を文面で述べるのが望ましい)。

附則 2. 本規則の適用期間

本規則は平成19年6月23日より発効する。

附則 3. 本規則の改訂

本規則の改訂は平成20年10月4日から施行する。

編集後記

岩手看護学会誌第2巻第1号をお届けできますことを心より嬉しく思っております。通算2号目の学会誌となりますが、本学会が目指すところの様々な分野・領域から研究論文を投稿していただきました。今後も臨床や地域はもとより、学校教育、看護教育など、看護専門職が活躍しているあらゆる現場からの実践報告や研究論文の投稿をお待ちしております。また、会員の皆様に論文作成や投稿をより身近なものとしていただき、本学会誌を通じて看護学の発展や看護実践の改善についての活発で建設的な議論が行われるよう、編集委員会として投稿をサポートするような企画も今後考えてまいりたいと思っております。

今回の発刊にあたりましては、動き始めたばかりの編集委員会のため、著者ならびに査読者の皆様に何かとご迷惑をお掛けした点もございました。発刊時期も予定より遅れてしまいましたことも併せてお詫び申し上げます。関係者の皆様に温かいご配慮と多大なご協力をいただきましたことをあらためて感謝し御礼申し上げます。

(浅沼記)

Journal of Iwate Society of Nursing Science

Foreword

The Endeavor to Conduct Investigative Research

Yuriko Kanematsu

1

Original Articles

A Basic Study of Changes in Lower Leg Temperature during a Warm Foot Bath: Thermographic Measurement of Region-Specific Skin Temperatures and Their Temporal Changes

Reiko Nakamura

3

A Study of the Role of Family Members Caring for People Receiving Medical Care while Living at Home: The Process of Role Recognition by the Family and the Procedure of Nursing Care

Miyuki Handa

10

Research Reports

How Has “The Law for the Custody of Insane Persons” Been Implemented in Iwate Prefecture? - An Analysis of “Seishinbyosha-Kangogou-Rei Toriatsukai Testsuzuki”

Yuriko Tanabe

23

Brief Reports

A Questionnaire-Based Analysis of Glycerin Enema Procedures in a General Hospital

Naoko Kagaya, Toshiaki Takeda

31

ISNS meeting reports

Minutes of Executive Board Meeting

40

Constitution of the Iwate Society of Nursing Science

42

ISNS Regulations

44

Membership Application Information

45

Membership Application Form

46

Regulations for Submission of Articles

47

Editorial Postscript

50

Volume2 Number1 October 2008